

議案第1号

生瀬地区におけるコミュニティ交通に係る事業計画の変更及び 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通計画について

○添付資料

資料1 「生瀬地区におけるコミュニティ交通に係る事業計画の変更及び地域内フィーダー系統に係る地域公共交通計画について」

資料2 「生瀬地区コミュニティ交通 事業の概要」

資料3 「地域内フィーダー系統に係る地域公共交通計画(案)」

参考資料1-1 「生瀬地区コミュニティ交通 運行経路図 変更前」

参考資料1-2 「生瀬地区コミュニティ交通 運行経路図 変更後」

参考資料2 「ぐるっと生瀬 運行系統別 時刻表」

参考資料3 「一般国道176号 名塩道路事業の概要」

生瀬地区におけるコミュニティ交通に係る事業計画の変更及び

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通計画について

1. 概要

西宮市の生瀬地区を運行するコミュニティ交通である「ぐるっと生瀬」は、今年10月より、運行8年目を迎えるところですが、「ぐるっと生瀬」の利用状況や、国道176号（名塩道路）の整備の一環として行われている西宝橋架替工事及び青葉台と花の峯を結ぶ青峯道路の開通などの周辺環境の変化に合わせ、地域住民で組織される「ぐるっと生瀬」運行協議会にて、事業計画の見直しを行いました。[資料2 事業の概要参照](#)

また、「ぐるっと生瀬」は例年、運行経費から運賃その他の収入を差し引いた運行損失等に対し、国及び市から補助を受けておりますが、この内、国の補助を受けるためには、コミュニティ交通の必要性や目標、事業内容等を示した「地域内フィーダー系統に係る地域公共交通計画」（以下「地域公共交通計画」という）を西宮市都市交通会議にて作成し、国に提出する必要があります。[資料3 参照](#)

今回は、上記2点（①事業計画の変更、②令和5年度事業の地域公共交通計画）についてご審議いただきます。

2. 事業計画の変更点

①運行系統、運行回数及びバス停留所の変更

- ・ 名塩道路整備の一環として行われている西宝橋架替工事のため、令和4年秋頃から仮橋が供用開始となるため、青葉台ルートは当該仮橋を通るものに変更します。併せて、関係する停留所の移設、名称変更を行います。
- ・ 宝生ヶ丘、生瀬高台、青葉台、花の峯を繋げた4地区連続ルートを新設し、利用者が伸び悩んでいる6便を本ルートに変更します。また、本ルートは、4地区を効率的に回ることができ、運行時間を短縮できることから、同ルートで7便目を増便します。なお、ルートの関係上、生瀬駅前に停留所を1カ所新設します。
- ・ 青峯道路を利用して両地区間の移動を容易にするため、青峯道路の両端部近傍に新たに青葉台ルート、花の峯ルートに停車する停留所を新設します。
- ・ 地域の要望により、住民の利便性向上のため、サーパス・花の峯ルートの1便増便を行います。

※今回の事業計画の変更については、運行協議会から各地域へ個別説明実施し、意見を反映し、理解を得ています。

②変更実施日

- ・ 上記①の事業計画の変更は、令和4年秋頃の仮設西宝橋供用開始時に実施します。

③バス車両の更新

- ・ 現在運行中のバス車両については、当初（平成 27 年度）から 7 年経過し、急勾配な地理的条件下での総走行距離が 10 万 km を超えたことから、安全な輸送を確保するために車両（14 人乗り）を令和 5 年度事業中に 1 台購入します。

その他、事業計画の変更箇所は、網掛けを行っておりますので、ご確認ください。

3. 書面審議の内容

以下の 4 点について、書面により審議をお願いいたします。

- (1) 運行計画の変更を承認し、運行事業者である阪急タクシー株式会社にて国への手続きを行うこと。
- (2) 地域公共交通計画を承認し、事務局にて国への提出手続きを進めること。
- (3) 本計画書に記載している別表等の関係書類については、運行の日数やキロ程などの計算資料となるため、事務局と阪急タクシー株式会社にて作成し、本計画書と併せて国に提出すること。ただし、西宝橋の仮橋供用開始が令和 4 年秋頃となっているが、正確な日程は未確定なため、供用開始の日程により地域公共交通計画の変更手続き等（令和 4 年度事業分も含む）が必要な場合は、事務局にて適切に処理すること。
- (4) 名塩道路整備などの沿線状況の変化等により事業計画の軽微な変更が発生することも想定されるため、地域公共交通確保維持改善事業実施要領 2. (1) ②アに示す要件に合致する場合に限り、同規定を適用し、事務局と阪急タクシー株式会社にて変更手続きを実施すること。この場合、変更を行った後最初に開催される西宮市都市交通会議で報告するものとする。

地域公共交通確保維持改善事業実施要領（抜粋）

最終改正 令和 4 年 3 月 30 日 国総地第 76 号
国自旅第 517 号

この実施要領は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日 国 3 総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号。以下「交付要綱」という。）のほか、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付等地域公共交通確保維持改善事業の実施に当たって必要な事項を定める。

2. 地域公共交通確保維持事業について

(1) 陸上交通に係る確保維持事業

②協議会について

ア. 地域公共交通計画の変更と活性化法法定協議会の開催について

陸上交通（地域間幹線系統又は地域内フィーダー系統）について記載した地域公共交通計

画の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め活性化法法定協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に関し、変更の都度、活性化法法定協議会を開催しなくても交付要綱第 9 条第 1 項（第 18 条の規定により準用する場合を含む。）の活性化法法定協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- ・ 各補助対象系統の 1 日当たり計画運行回数の 10% 以内又は 1 回以内の増減
- ・ 各補助対象系統の計画運行日数の 10% 以内の増減
- ・ 各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあってはサービス提供時間）の 10% 以内の増減
- ・ 地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の 10% 以内の増減

■生瀬地区コミュニティ交通 事業の概要

事業の名称	生瀬地区コミュニティ交通（「ぐるっと生瀬」）	
計画・ 運営主体	名称	「ぐるっと生瀬」運行協議会
	所在地	兵庫県西宮市宝生ケ丘 1 丁目 24 番 10 号
	代表者	高橋 薫
運行主体	名称	阪急タクシー株式会社
	所在地	大阪府豊中市服部南町 3 丁目 5 番 12 号
	代表者	小野 浩幸
事業免許	道路運送法第 4 条	
運行形態	一般乗合旅客自動車運送事業	
運行開始	平成 27 年 10 月 1 日	
路線	宝塚駅を起終点とし、生瀬高台・宝生ケ丘・青葉台・花の峯・サーパスの 5 地区を循環	
車両	【常用】14 人乗り小型バス(コムーター) 1 台 (車両更新) 【予備】14 人乗り小型バス(コムーター) 1 台	
停留所	全 48 箇所 (3 か所新設、2 箇所位置変更)	
運行系統	①生瀬高台ルート (5.9km) ②宝生ケ丘ルート (5.6km) ③青葉台ルート (8.3km) ④花の峯ルート (7.0km) ⑤サーパス・花の峯ルート (8.9km) ⑥宝生ケ丘、生瀬高台、青葉台、花の峯連続ルート (11.3km) (新設)	
運行回数	①②③は各 5 回/日、④は 2 回/日、⑤は 3 回/日、⑥は 2 回/日 計 22 回/日 ※年始の 3 日間(1 月 1 日～1 月 3 日)を除く平日及び 5 月 3 日～5 月 5 日の午前 8 時台から午後 7 時台	
運賃	大人 300 円/乗車、小人 200 円/乗車 ※小学生未満は無料 ※連続する 2 ルート内に限り 1 乗車運賃で乗車可能 (乗継割引) ※回数券 3,000 円/冊 (300 円券 11 枚綴り)	

※ : 今回、変更箇所

※ 変更は、令和 4 年秋頃 (西宝橋架け替え工事に伴う迂回路供用開始時) 適用予定
(工事の進捗状況により、変更の適用時期は遅れる可能性があります。)
(車両更新は令和 5 年度事業中に実施。)

令和 4 年 月 日

西宮市都市交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

西宮市は、市内に 23 の鉄道駅を有し、JR 東海道本線・福知山線、阪急神戸本線、阪神本線等が運行され、また、この鉄道網を補完する形で、バス路線が市域全体に整備され、比較的公共交通機関が充実し交通至便な都市である。

しかし、市内には最寄りの鉄道駅やバス停留所への移動が困難な地域が点在しており、その中で生瀬地域は、山間部に位置していることから地形的勾配が急で、徒歩や自転車による移動が困難な地域となっている。また、当該地域の高齢化率は 31.4%（令和 4 年 3 月 31 日現在）と高く、自家用車による移動が困難な高齢者等に対する日常生活に最低限必要な移動手段の確保が喫緊の課題となっている。また、当該地域の最寄り鉄道駅周辺には日常的な買物ができる小規模小売店が 1 店舗あるのみで、多くの住民が必要とする医療、福祉を含んだ生活サービス施設を利用するためには、市外の鉄道駅まで移動する必要がある。

そこで、当該地域の住民は、最低限必要な移動手段の確保を地域の課題と捉え、コミュニティ交通の導入により課題解決を図ることとし、地域住民により「ぐるっと生瀬」運行協議会を組織した。その後、持続可能なコミュニティ交通の実現に向け、合意形成を図りながら、地域住民が主体となり運行計画を策定し、平成 27 年 10 月 1 日より本格運行を開始した。本格運行後は、定期的に運行協議会と運行事業者等が集まり利便性の向上について検討しているほか、積極的な利用促進活動や広報の結果、毎年利用者数を増やしている。

このように、地域住民が主体的に取り組む生活移動手段の確保を目的とした乗合交通について、専門家、運行事業者及び行政等と協働のもと、引き続き地域公共交通の確保・維持を図ることとする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

○指標：一日当たり輸送人員

事業年度		目標値	実績値
7 年目	令和 4 年度 (R3. 10. 1～R4. 9. 30)	100 人以上	—
8 年目	令和 5 年度 (R4. 10. 1～R5. 9. 30)	100 人以上	—
9 年目	令和 6 年度 (R5. 10. 1～R6. 9. 30)	100 人以上	—

※参考：令和 3 年度事業実績値…86.4 人

令和 4 年度事業（令和 4 年 4 月末現在）実績値…97.6 人

※新型コロナウイルス感染症の影響をふまえた今後の見通しから、令和 4 年度事業～令和 6 年度事業の目標値を設定。引き続き地域住民主体の取組みにより、コミュニティ交通が持続可能なものとなることを目指す。

(2) 事業の効果

コミュニティ交通の運行により、移動の負担が軽減され、外出意欲の増進に伴う移動制約者等の社会参加を促進し、新たなコミュニティづくりと地域の活性化に寄与することが期待される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・定期的に運行協議会、運行事業者、専門家及び市が会議を行い、より利便性の高い運行計画の検討や利用促進活動の企画等を実施し、利用者の増加を図る。
- ・利用者層の拡大を図るため、地域行事と連携して、コミュニティ交通を利用してもらう機会を創出する。そして、利用者定着のため、会報やホームページの充実、毎月駅前での広報活動、運行協議会自らが作成したゆるキャラや生瀬音頭等によるPRを継続して実施する。
- ・地域と連携し、各種行事やイベントに参加し、地域の活性化に貢献するとともに、コミュニティ交通のPRを行う。また、地元学校園の行事にも参加し、子ども達のコミュニティ交通への愛着を図ると同時に、間接的に保護者へPRを行う。
- ・運行協議会メンバーの新規加入や研修の実施、自治会と緊密に連携することで組織を強化するなどし、安定した運営を目指す。また、常時活動してくれる人だけでなく、単発のイベント等にも協力してもらえようようなサポーターを募集し、協力者を増やす。
- ・利用者や地域住民の意見を把握するよう努め、住民ニーズにあった運行や効果的な利用促進活動、広報活動を検討する。
- ・近隣でコミュニティ交通を運行している、又は導入を検討している地域等と交流を図り、意見交換やノウハウの共有を行うことで、さらなる利用促進策の検討や地域全体の活性化を図る。
- ・これらの事業を実施するにあたっては、「ぐるっと生瀬」運行協議会が主体となり、市や運行事業者、専門家と協働して取り組む。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、実施方法や規模等に十分配慮をしたうえで行うものとする。
- ・コミュニティ交通運行中の感染症拡大防止対策として、車両設備の消毒や十分な換気、ビニール遮断幕の設置、運転手のマスク着用などを実施する。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

※予定している時刻・運行予定期間（令和5年度事業）

- ・令和4年10月1日から令和5年9月30日
- ・年始の3日間（1月1日～1月3日）を除く平日及び5月3日～5月5日の午前8時台から午後7時台

※運行事業者の決定の経緯

- ・第1回有料試験運行にあたり、「ぐるっと生瀬」運行協議会による公募型プロポーザル方式にて運行事業者を選定

※地域内フィーダー系統の補足（要綱別表7のハ）

- ・鉄道駅（JR生瀬駅、JR・阪急宝塚駅）及び阪急バス株式会社が運行する路線のバス停留所に接続

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

- ・コミュニティ交通の運行に係る費用総額約900万円
- ・運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた残額は西宮市が補助。ただし、差額が補助上限を超える場合は、当該超えた部分は「ぐるっと生瀬」運行協議会が負担。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・各ルートの利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
- ・利用者アンケート（車内聞き取りアンケート等）

7. 別表1の補助対象事業の基準ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし（地域内フィーダー系統のため）
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし（地域内フィーダー系統のため）
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし（地域内フィーダー系統のため）
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
運行するバス車両について、バス車両を購入（平成 27 年度）してから 7 年が経ち、1 日 100 k m 以上を走行するため、総走行距離が 10 万 k m を超えている。地理的条件も急勾配であり、車両を酷使しているため、安全な輸送を確保するために車両を 1 台購入する必要がある。また、購入予定の車両と既存車両と合わせて、2 台（うち 1 台は予備）を配車することで、効率的な運行形態を構築する。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標
1 日当たり輸送人員を 100 人以上とする。
（2）事業の効果
購入する車両をコミュニティ交通の運行に使用することで、路線を維持することにより、生瀬地域の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 6」を添付 ・車両購入に要する費用約 600 万円 ・費用の総額から国庫補助金を差し引いた残額を西宮市が補助
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし（車両減価償却費等国庫補助金のため）
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし（車両減価償却費等国庫補助金のため）

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし（車両減価償却費等国庫補助金のため）

(2) 事業の効果

該当なし（車両減価償却費等国庫補助金のため）

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし（車両減価償却費等国庫補助金のため）

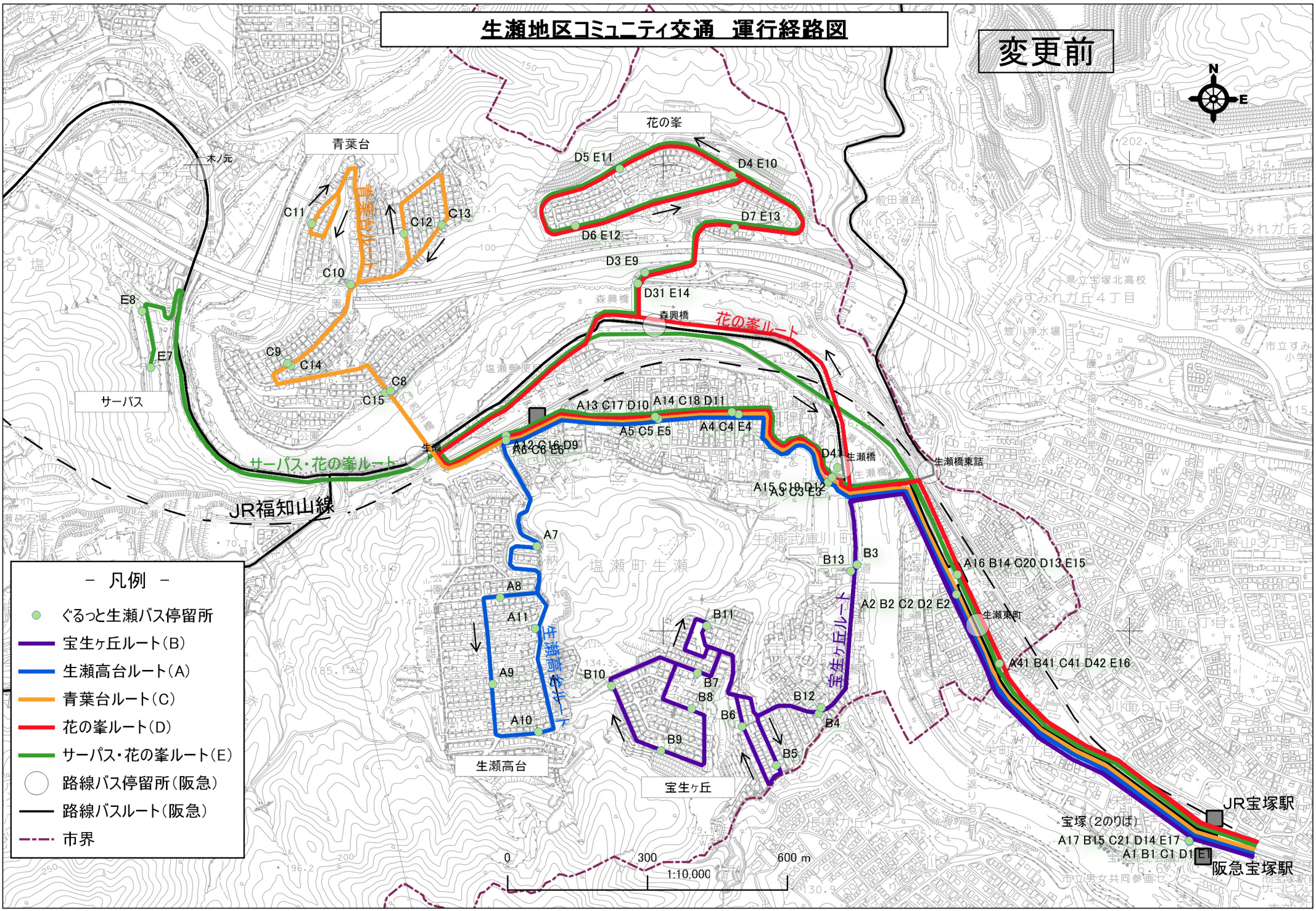
18. 協議会の開催状況と主な議論

平成 26 年 1 月 21 日 第 1 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ交通検討に係る市の考え方を説明 ・第 1 回有料 試験運行^{※1}の事業計画を報告
平成 26 年 3 月 19 日 第 3 回西宮市都市交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回有料試験運行^{※1}の途中経過を報告
平成 26 年 9 月 19 日 第 2 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回有料試験運行^{※1}の結果を報告 ・第 2 回有料試験運行^{※2}の事業計画を報告
平成 27 年 3 月 27 日 第 5 回西宮市都市交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回有料試験運行^{※2}の途中経過を報告
平成 27 年 5 月 19 日 第 3 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回有料試験運行^{※2}の結果を報告 ・本格運行の事業計画に係る協議及び合意 ・地域内フィーダー系統確保維持計画（案）の報告
平成 27 年 5 月 22 日 宝塚市地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・本格運行の事業計画について協議及び合意
平成 27 年 6 月 9 日 第 4 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会【書面】	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定
平成 27 年 8 月 3 日 第 5 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会【書面】	<ul style="list-style-type: none"> ・本格運行の回数券に係る協議及び合意
平成 27 年 8 月 20 日 宝塚市地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・本格運行の回数券に係る協議及び合意
平成 28 年 2 月 1 日 第 7 回西宮市都市交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・本格運行の途中経過を報告
平成 28 年 5 月 25 日 第 6 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の変更に係る合意 ・平成 29 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定
平成 28 年 6 月 8 日 宝塚市地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の変更に係る合意
平成 29 年 5 月 24 日 第 9 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の変更に係る合意 ・平成 30 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定

平成 29 年 7 月 18 日 第 10 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会【書面】	・平成 30 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更
平成 29 年 6 月 14 日 宝塚市地域公共交通会議	・事業計画の変更に係る合意
平成 30 年 6 月 1 日 第 12 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	・事業計画の変更に係る合意 ・平成 31 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定
平成 30 年 6 月 5 日 宝塚市地域公共交通会議	・事業計画の変更に係る合意
令和元年 5 月 20 日 第 14 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	・令和 2 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定
令和 2 年 6 月 23 日 第 18 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会【書面】	・令和 3 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定
令和 2 年 7 月 31 日 第 19 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	・事業計画の変更に係る合意
令和 2 年 9 月 28 日 宝塚市地域公共交通会議	・事業計画の変更に係る合意
令和 3 年 3 月 29 日 第 22 回西宮市都市交通会議	・事業計画の変更に係る合意 ・令和 3 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更
令和 3 年 4 月 13 日 宝塚市地域公共交通会議【書面】	・事業計画の変更に係る合意
令和 3 年 6 月 2 日 第 21 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会【書面】	・事業計画の変更に係る合意 ・令和 3 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更 ・令和 4 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定
令和 3 年 6 月 23 日 宝塚市地域公共交通会議【書面】	・事業計画の変更に係る合意
令和 4 年 1 月 7 日 第 22 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会【書面】	・令和 3 年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価
※1 平成 26 年 3 月 3 日～31 日（平日 20 日間）第 1 回有料試験運行を実施	
※2 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日（平日 119 日間）第 2 回有料試験運行を実施	
19. 利用者等の意見の反映状況	
<p>運行計画及び利用促進策は、地域住民等より構成する「ぐるっと生瀬」運行協議会において、協議を重ね合意形成を図った。また、住民向けのアンケートの実施や、運行事業者から「ぐるっと生瀬」運行協議会へ日々の利用者の声を報告するなど、随時、情報共有を図っている。</p>	

生瀬地区コミュニティ交通 運行経路図

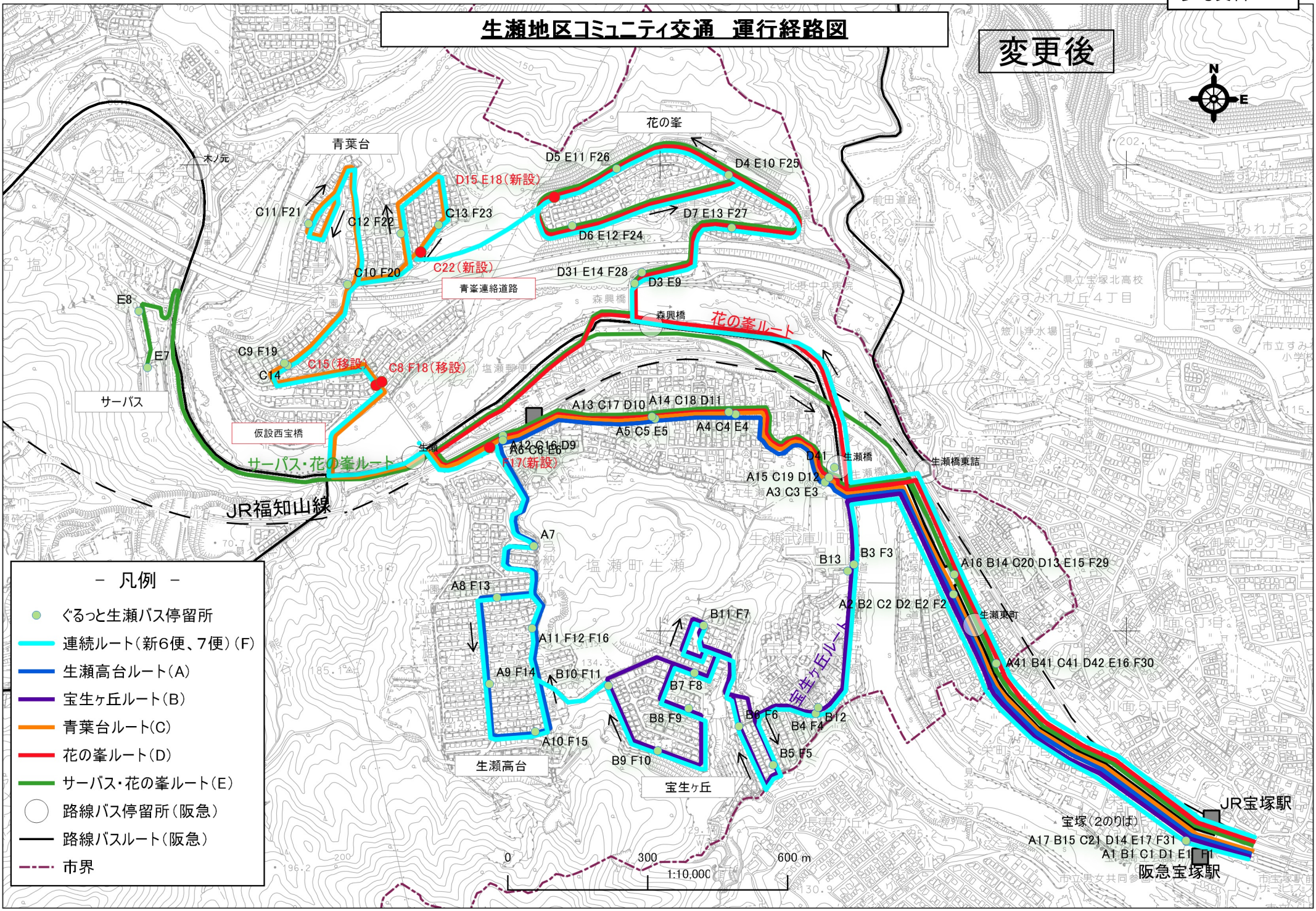
変更前



- 凡例 -
- ぐるっと生瀬バス停留所
 - 宝生ヶ丘ルート(B)
 - 生瀬高台ルート(A)
 - 青葉台ルート(C)
 - 花の峯ルート(D)
 - サーパス・花の峯ルート(E)
 - 路線バス停留所(阪急)
 - 路線バスルート(阪急)
 - - - 市界

生瀬地区コミュニティ交通 運行経路図

変更後



- 凡例 -
- ぐるっと生瀬バス停留所
 - 連続ルート(新6便、7便)(F)
 - 生瀬高台ルート(A)
 - 宝生ヶ丘ルート(B)
 - 青葉台ルート(C)
 - 花の峯ルート(D)
 - サーバス・花の峯ルート(E)
 - 路線バス停留所(阪急)
 - 路線バスルート(阪急)
 - - - 市界

「ぐるっと生瀬」運行系統別 時刻表 (1~5便)

【主な変更点】

- ①青葉台ルートのコープ前-西宝橋掲示板 間を2~3分を4~5分とする
- ②青葉台ルートの前後のインターバルを8~9分を4分とする
- ③生瀬高台ルートと宝生が丘ルートのインターバルを3分から8分にする
- ④花の峯ルート 北摂中央病院で入り口前とJR生瀬間の1分を3分にする
- ⑤変更に伴い宝塚駅前のインターバルを見直す
- ⑥一部停留所名称を変更する。
- ⑦D花の峯ルート第2便をEサーバス・花の峯ルートへ振り替える。

令和4年仮西宝橋開通後 改定予定

A	生瀬高台ルート (生瀬・セルヴィオ・惣川 経由)	距離	所要 時分	1 便		2 便		3 便		4 便		5 便	
				時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻		
A1	阪急宝塚駅前 発 時刻			8:30	17	10:25	17	12:20	8	14:25	18	16:25	
A2	生瀬東町 阪急下りバス停	0.7	1	8:31	0.7	10:26	0.7	12:21	1	14:26	0.7	16:26	
A3	生瀬自治会館前 (セルヴィオ)	0.4	2	8:33	0.4	10:28	0.4	12:23	2	14:28	0.4	16:28	
A4	生瀬町2-2-2 キタノ理容所前	0.4	1	8:34	0.4	10:29	0.4	12:24	1	14:29	0.4	16:29	
A5	J A兵庫六甲生瀬出張所前	0.1	0	8:34	0.1	10:29	0.1	12:24	0	14:29	0.1	16:29	
A6	J R生瀬駅 (コープ前)	0.3	1	8:35	0.3	10:30	0.3	12:25	1	14:30	0.3	16:30	
A7	生瀬高台階段下	0.3	1	8:36	0.3	10:31	0.3	12:26	1	14:31	0.3	16:31	
A8	生瀬高台10-3	0.3	1	8:37	0.3	10:32	0.3	12:27	1	14:32	0.3	16:32	
A9	生瀬高台21-15 山下宅横	0.2	1	8:38	0.2	10:33	0.2	12:28	1	14:33	0.2	16:33	
A10	生瀬高台26-12 小出宅前	0.2	1	8:39	0.2	10:34	0.2	12:29	1	14:34	0.2	16:34	
A11	生瀬高台14-8 栄口宅前	0.3	1	8:40	0.3	10:35	0.3	12:30	1	14:35	0.3	16:35	
A12	J R生瀬駅 (コープ向い)	0.5	2	8:42	0.5	10:37	0.5	12:32	2	14:37	0.5	16:37	
A13	J A兵庫六甲生瀬出張所向い	0.3	1	8:43	0.3	10:38	0.3	12:33	1	14:38	0.3	16:38	
A14	生瀬町1-18-11 八尾宅前	0.1	0	8:43	0.1	10:38	0.1	12:33	0	14:38	0.1	16:38	
A15	生瀬自治会館向い (セルヴィオ)	0.4	1	8:44	0.4	10:39	0.4	12:34	1	14:39	0.4	16:39	
A16	よねくらクリニック前	0.3	1	8:45	0.3	10:40	0.3	12:35	1	14:40	0.3	16:40	
A41	生瀬東町 阪急上りバス停	0.2	1	8:46	0.2	10:41	0.2	12:36	1	14:41	0.2	16:41	
A17	阪急宝塚駅前 着 時刻	0.9	1	8:47	0.9	10:42	0.9	12:37	1	14:42	0.9	16:42	
		5.9	17		5.9	17		5.9	17		5.9	17	

B	宝生ヶ丘 ルート (惣川 経由)	距離	所要 時分	1 便		2 便		3 便		4 便		5 便	
				時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻		
B1	阪急宝塚駅前 発 時刻			8:55	8	10:50	8	12:45	8	14:50	8	16:50	
B2	生瀬東町 阪急下りバス停	0.7	1	8:56	0.7	10:51	0.7	12:46	1	14:51	0.7	16:51	
B3	くすのき公園向い (宝生ヶ丘)	0.6	2	8:58	0.6	10:53	0.6	12:48	2	14:53	0.6	16:53	
B4	シーソー公園前 (宝生ヶ丘)	0.3	1	8:59	0.3	10:54	0.3	12:49	1	14:54	0.3	16:54	
B5	宝生ヶ丘1丁目4-10 仁井宅前	0.2	1	9:00	0.2	10:55	0.2	12:50	1	14:55	0.2	16:55	
B6	宝生ヶ丘1丁目8-8	0.2	1	9:01	0.2	10:56	0.2	12:51	1	14:56	0.2	16:56	
B7	宝生ヶ丘公園前	0.3	0	9:01	0.3	10:56	0.3	12:51	0	14:56	0.3	16:56	
B8	宝生ヶ丘2丁目9-8 八尾宅前	0.2	1	9:02	0.2	10:57	0.2	12:52	1	14:57	0.2	16:57	
B9	宝生ヶ丘2丁目12-11 田畑宅向い	0.2	1	9:03	0.2	10:58	0.2	12:53	1	14:58	0.2	16:58	
B10	宝生ヶ丘2丁目自治会掲示板前	0.2	1	9:04	0.2	10:59	0.2	12:54	1	14:59	0.2	16:59	
B11	宝生ヶ丘2丁目1-9 中野宅前	0.5	2	9:06	0.5	11:01	0.5	12:56	2	15:01	0.5	17:01	
B12	シーソー公園向い (宝生ヶ丘)	0.3	1	9:07	0.3	11:02	0.3	12:57	1	15:02	0.3	17:02	
B13	くすのき公園前 (宝生ヶ丘)	0.3	1	9:08	0.3	11:03	0.3	12:58	1	15:03	0.3	17:03	
B14	よねくらクリニック前	0.5	1	9:09	0.5	11:04	0.5	12:59	1	15:04	0.5	17:04	
B41	生瀬東町 阪急上りバス停	0.2	1	9:10	0.2	11:05	0.2	13:00	1	15:05	0.2	17:05	
B15	阪急宝塚駅前 着 時刻	0.9	1	9:11	0.9	11:06	0.9	13:01	1	15:06	0.9	17:06	
		5.6	16		5.6	16		5.6	16		5.6	16	

C	青葉台 ルート (生瀬・セルヴィオ・惣川 経由)	距離	所要 時分	1 便		2 便		3 便		4 便		5 便	
				時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻		
C1	阪急宝塚駅前 発 時刻			9:15	4	11:10	29	13:30	14	15:20	4	17:10	
C2	生瀬東町 阪急下りバス停	0.7	1	9:16	0.7	11:11	0.7	13:31	0.7	15:21	0.7	17:11	
C3	生瀬自治会館前 (セルヴィオ)	0.4	2	9:18	0.4	11:13	0.4	13:33	2	15:23	0.4	17:13	
C4	生瀬町2-2-2 キタノ理容所前	0.4	1	9:19	0.4	11:14	0.4	13:34	1	15:24	0.4	17:14	
C5	J A兵庫六甲生瀬出張所前	0.1	0	9:19	0.1	11:14	0.1	13:34	0	15:24	0.1	17:14	
C6	J R生瀬駅 (コープ前)	0.3	1	9:20	0.3	11:15	0.3	13:35	1	15:25	0.3	17:15	
C8	青葉台西宝橋 (A)	0.8	4	9:24	0.8	11:19	0.8	13:39	4	15:29	0.8	17:19	
C9	青葉台1-19-6 檜崎 (ならさき) 宅前	0.2	0	9:24	0.2	11:19	0.2	13:39	0	15:29	0.2	17:19	
C10	青葉台第4公園ポスト前	0.3	1	9:25	0.3	11:20	0.3	13:40	1	15:30	0.3	17:20	
C11	青葉台2-19-3 景山宅前	0.5	2	9:27	0.5	11:22	0.5	13:42	2	15:32	0.5	17:22	
C12	青葉台第3公園北側	0.6	2	9:29	0.6	11:24	0.6	13:44	2	15:34	0.6	17:24	
C13	青葉台2-10-8 井上宅前	0.2	1	9:30	0.2	11:25	0.2	13:45	1	15:35	0.2	17:25	
C22	青葉道路西	0.1	0	9:30	0.1	11:25	0.1	13:45	0	15:35	0.1	17:25	
C14	青葉台1-17-5 小幡宅前	0.4	1	9:31	0.4	11:26	0.4	13:46	1	15:36	0.4	17:26	
C15	青葉台西宝橋 (B)	0.3	0	9:31	0.3	11:26	0.3	13:46	0	15:36	0.3	17:26	
C16	J R生瀬駅 (コープ向い)	0.8	5	9:36	0.8	11:31	0.8	13:51	5	15:41	0.8	17:31	
C17	J A兵庫六甲生瀬出張所向い	0.3	1	9:37	0.3	11:32	0.3	13:52	1	15:42	0.3	17:32	
C18	生瀬町1-18-11 八尾宅前	0.1	0	9:37	0.1	11:32	0.1	13:52	0	15:42	0.1	17:32	
C19	生瀬自治会館向い (セルヴィオ)	0.4	1	9:38	0.4	11:33	0.4	13:53	1	15:43	0.4	17:33	
C20	よねくらクリニック前	0.3	1	9:39	0.3	11:34	0.3	13:54	1	15:44	0.3	17:34	
C41	生瀬東町 阪急上りバス停	0.2	1	9:40	0.2	11:35	0.2	13:55	1	15:45	0.2	17:35	
C21	阪急宝塚駅前 着 時刻	0.9	1	9:41	0.9	11:36	0.9	13:56	1	15:46	0.9	17:36	
		8.3	26		8.3	26		8.3	26		8.3	26	

D	花の峯 ルート (生瀬・セルヴィオ・惣川 経由)	距離	所要 時分	1 便		2 便		3 便		4 便		5 便	
				時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻		
D1	阪急宝塚駅前 発 時刻			レ		レ	4	14:00	4	15:50	レ		
D2	生瀬東町 阪急下りバス停			レ		レ	0.7	14:01	0.7	15:51	レ		
D41	生瀬橋 阪急下りバス停 (セルヴィオ)			レ		レ	0.4	14:02	0.4	15:52	レ		
D3	北摂中央病院出入口向い			レ		レ	0.8	14:04	0.8	15:54	レ		
D4	花の峯5-1 西村宅前			レ		レ	0.6	14:05	0.6	15:55	レ		
D5	花の峯7-16			レ		レ	0.2	14:06	0.2	15:56	レ		
D15	青葉道路東			レ		レ	0.1	14:06	0.1	15:56	レ		
D6	花の峯10番 はぎ公園向い			レ		レ	0.2	14:07	0.2	15:57	レ		
D7	花の峯11番 水道中継槽前			レ		レ	0.7	14:08	0.7	15:58	レ		
D31	北摂中央病院出入口前			レ		レ	0.3	14:09	0.3	15:59	レ		
D9	J R生瀬駅 (コープ向い)			レ		レ	0.8	14:12	0.8	16:02	レ		
D10	J A兵庫六甲生瀬出張所向い			レ		レ	0.3	14:13	0.3	16:03	レ		
D11	生瀬町1-18-11 八尾宅前			レ		レ	0.1	14:13	0.1	16:03	レ		
D12	生瀬自治会館向い (セルヴィオ)			レ		レ	0.4	14:14	0.4	16:04	レ		
D13	よねくらクリニック前			レ		レ	0.3	14:15	0.3	16:05	レ		
D42	生瀬東町 阪急上りバス停			レ		レ	0.2	14:16	0.2	16:06	レ		
D14	阪急宝塚駅前 着 時刻			レ		レ	0.9	14:17	0.9	16:07	レ		
							7.0	17		7.0	17		

E	サーバス・花の峯 ルート (生瀬・セルヴィオ・惣川 経由)	距離	所要 時分	1 便		2 便		3 便		4 便		5 便	
				時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻		
E1	阪急宝塚駅前 発 時刻			9:45	4	11:40		レ		レ	4	17:40	
E2	生瀬東町 阪急下りバス停	0.7	1	9:46	0.7	11:41		レ		レ	0.7	17:41	
E3	生瀬自治会館前 (セルヴィオ)	0.4	2	9:48	0.4	11:43		レ		レ	0.4	17:43	
E4	生瀬町2-2-2 キタノ理容所前	0.4	1	9:49	0.4	11:44		レ		レ	0.4	17:44	
E5	J A兵庫六甲生瀬出張所前	0.1	0	9:49	0.1	11:44		レ		レ	0.1	17:44	
E6	J R生瀬駅 (コープ前)	0.3	1	9:50	0.3	11:45							

「ぐるっと生瀬」運行系統別 時刻表 (6~7便)

【主な変更点】

⑧現行のA~D4ルートを実行する6便目をF連続ルートとして、6便目、7便目へ変更する。

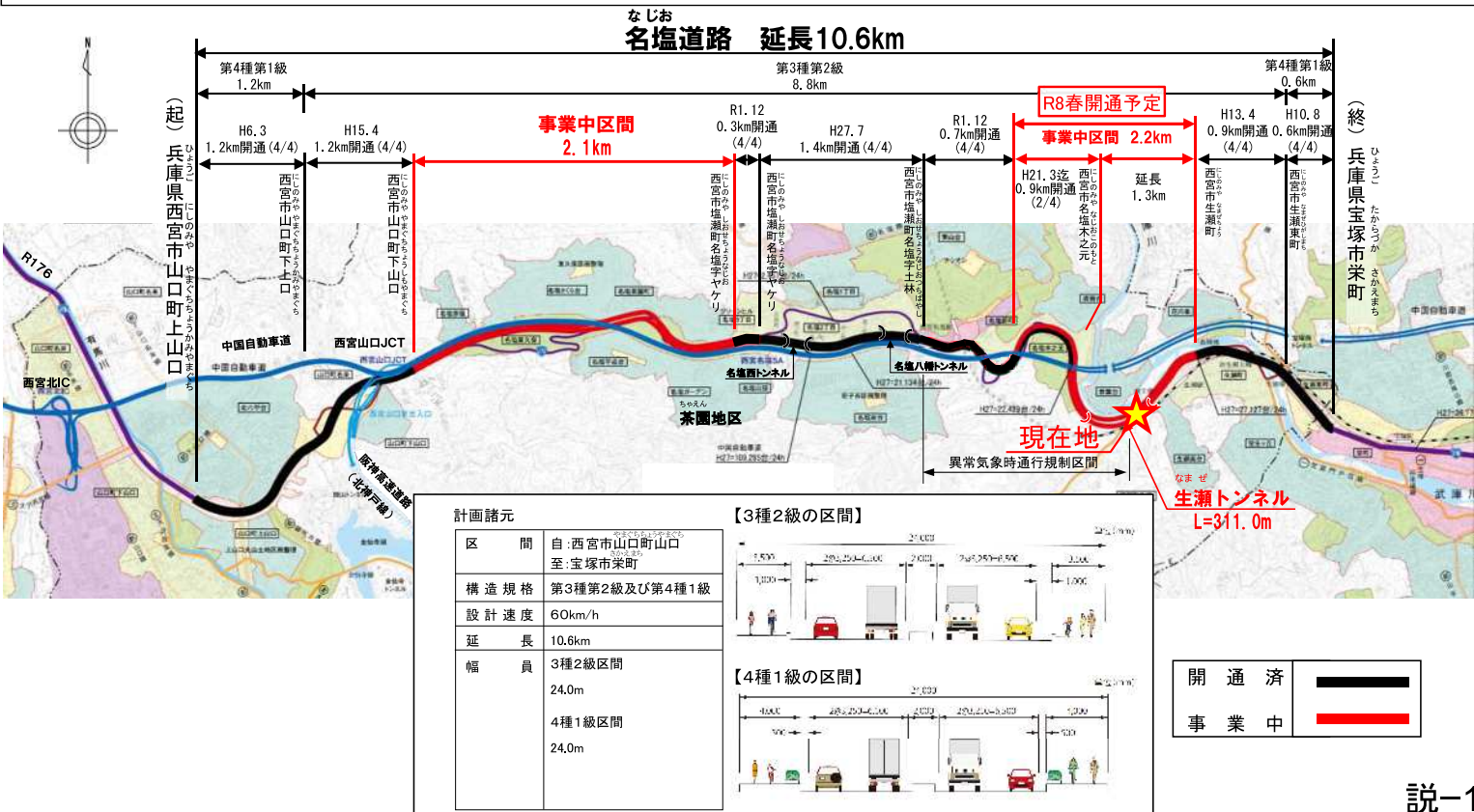
令和4年仮西宝橋開通後 改定予定

F	距離	所要 時分	6時 便刻		距離	所要 時分	7時 便刻	
			6時	便刻			7時	便刻
宝生が丘、 生瀬高台、 青葉台、 花の峯連続 ルート	F1	阪急宝塚駅前 発 時刻					18:20	19:00
	F2	生瀬東町 阪急下りバス停	0.7	1	0.7	1	18:21	19:01
	F3	くすのき公園向い (宝生ヶ丘)	0.6	2	0.6	2	18:23	19:03
	F4	シーソー公園前 (宝生ヶ丘)	0.3	1	0.3	1	18:24	19:04
	F5	宝生ヶ丘1丁目4-10 仁井宅前	0.2	1	0.2	1	18:25	19:05
	F6	宝生ヶ丘1丁目8-8	0.2	1	0.2	1	18:26	19:06
	F7	宝生ヶ丘2丁目1-9 中野宅前	0.5	2	0.5	2	18:28	19:08
	F8	生瀬高台10-3	0.3	0	0.3	0	18:26	19:06
	F9	宝生ヶ丘2丁目9-8 八尾宅前	0.2	1	0.2	1	18:27	19:07
	F10	宝生ヶ丘2丁目12-11 田畑宅向い	0.2	1	0.2	1	18:28	19:08
	F11	宝生ヶ丘2丁目自治会掲示板上る	0.2	1	0.2	1	18:29	19:09
	F12	生瀬高台14-8 栄口宅前	0.3	1	0.3	1	18:30	19:10
	F13	生瀬高台10-3	0.3	1	0.3	1	18:31	19:11
	F14	生瀬高台21-15 山下宅横	0.2	1	0.2	1	18:32	19:12
	F15	生瀬高台26-12 小出宅前	0.2	1	0.2	1	18:33	19:13
	F16	生瀬高台14-8 栄口宅前	0.3	1	0.3	1	18:34	19:14
	F17	生瀬駅前 (小林表具店前)	0.5	2	0.5	2	18:36	19:16
	F18	青葉台西宝橋(A)	0.8	4	0.8	4	18:40	19:20
	F19	青葉台1-19-6 檜崎 (ならさき) 宅前	0.2	0	0.2	0	18:40	19:20
	F20	青葉台第4公園ポスト前	0.3	1	0.3	1	18:41	19:21
	F21	青葉台2-19-3 景山宅前	0.5	2	0.5	2	18:43	19:23
	F22	青葉台第3公園北側	0.6	2	0.6	2	18:45	19:25
	F23	青葉台2-10-8 井上宅前	0.2	1	0.2	1	18:46	19:26
	F24	花の峯10番 はぎ公園向い	0.3	1	0.3	1	18:47	19:27
	F25	花の峯5-1 西村宅前	0.6	1	0.6	1	18:48	19:28
	F26	花の峯7-16	0.2	1	0.2	1	18:49	19:29
	F27	花の峯11番 水道中継槽前	0.7	1	0.7	1	18:50	19:30
	F28	北摂中央病院出入口前	0.3	1	0.3	1	18:51	19:31
	F29	宝生ヶ丘1丁目8-8	0.3	1	0.3	1	18:52	19:32
	F30	生瀬東町 阪急上りバス停	0.2	1	0.2	1	18:53	19:33
	F31	阪急宝塚駅前 着 時刻	0.9	1	0.9	1	18:54	19:34
		11.3	36		11.3	36		

便 別	走 行 距 離 ・ 運 行 時 間	11.3	36.0		11.3	36.0
-----	-------------------	------	------	--	------	------

実 車 走 行 距 離 (A ~ F)	162.3	km/日
---------------------	-------	------

- 国道176号名塩道路は、「交通混雑の緩和」「異常気象時通行規制区間の解消」「交通安全の確保」を目的に、4車線化事業を昭和60年度に事業化
- 整備延長10.6kmのうち、7.2kmが供用済み(完成4車線:6.3km、暫定2車線:0.9km)



城山トンネル東側・西宝橋全景



国道176号 名塩道路 施工ステップイメージ (1/2)

① 現在：生瀬トンネル工事(覆工+人道トンネル工事)・交差点改良

- 生瀬トンネル工事
掘削: 311m/311m(100%) ※R4年2月1日貫通
覆工: 287m/311m(約92%)
人道TN施工中 ※R4年4月6日貫通
 - 交差点改良施工中
- 【R4.5.20時点】



② R4年秋頃～：西宝橋仮橋に交通を切替～大多田橋設置・西宝橋撤去

西宝橋仮橋切替後に、
西宝橋(既設)撤去及び
大多田橋(上り)に着手
※非出水期施工

県道仮橋撤去

トンネル舗装、
設備工事

西宝橋仮橋に交通を切替



③ 上り線側に交通を切替～切土工事・西宝橋張出橋設置

上り線(トンネル)側へ交通切替(対面通行)

現道交通を切替後に、
切土工事に着手

大多田橋(下り)
架替

西宝橋下部工

張出橋上下部工



国道176号 名塩道路 施工ステップイメージ (2/2)

④ 張出橋側に交通を切替～現道の嵩上げ



⑤ R8年春頃：開通

